

## 茅野市広報紙広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、茅野市広告掲載実施要綱（平成23年茅野市告示第316号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、茅野市広報紙（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広報紙に掲載する広告)

第2条 広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）は、行政広報紙としての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものとする。

(広告掲載の媒体)

第3条 広告掲載する広報紙の発行概要は次のとおりである。

- (1) 名称 広報ちの各月及び夏のおたより号
- (2) 発行基準日 各月号 毎月1日（配布は10日ほど前から開始）  
夏のおたより号 6月下旬
- (3) 発行部数 各月号、夏のおたより号ともに、地域創生課の定める発行部数
- (4) 配布範囲 各月号 市内各世帯及び公共施設、金融機関、コンビニエンスストア等  
夏のおたより号 別荘管理者及び公共施設、金融機関、コンビニエンスストア等

(掲載回数)

第4条 広告を掲載する回数は、各月号は、年12回とし、夏のおたより号は、年1回とする。

(募集方法)

第5条 市長は、1年度分（4月から3月まで計12回発行）広報紙各月号の広告枠を一括して広告主を募集し、広告原稿制作を行う広告代理店（以下「広告代理店」という。）と広告枠売買契約を締結し、広報紙の広告枠を一括して売り渡すことができるものとする。ただし、広告代理店の応募がなかった場合は、広報紙各号ごとに申込みを受け付けるものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 規格 中面1枠 天地 50mm×左右 180mm（1枠内に掲載する広告件数については自由とする。）  
裏面1枠 天地 130mm×左右 180mm（1枠内に掲載する広告件数については自由とする。）。ただし、市が各号ごとに申込みを受け付ける場合は、中面と同じ規格でもよいものとする。
- (2) 使用色数 4色フルカラー（配色は淡い色を原則とする。）
- (3) 掲載位置 広告の掲載位置は、広報紙裏面の指定する場所及び中面の「情報ネットワーク」のページの指定する場所とし、1ページあたり1枠とする。
- (4) 掲載枠数 中面 「情報ネットワーク」のページ数と同数を上限とする。  
裏面 天地 50mm×左右 180mm の広告3枠を上限とする。

(5) 広告掲載料 広告代理店が別途定める額とする。ただし、広告代理店を介さず直接市が申込みを受け付ける場合には、別途市が定める額とする。

(広告の表示)

第7条 広告の責任の所在を明確にするため、次に掲げる事項を広告に明記するものとする。ただし、広告頻度が高く、広告を見る者において誤解が生じないと市が判断した場合はこの限りではない。

(1) 広告主の名称（法人名、代表者名又は通称等で一般的に理解できる名称）

(2) 所在地

(3) 電話番号

(掲載の申請及び決定)

第8条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、広告代理店を通して、茅野市広報紙広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）に広告内容のわかるものを添えて市長に申込むものとする。市外の広告主は、広告掲載申込書に広告内容のわかるもの及び市町村税等納税証明書を添えて申し込むものとする。

2 広告代理店は、広告主から広告掲載の依頼を受けたときは、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱等に基づき、事前審査を行うこととし、修正等の必要がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 広告代理店は、前項の事前審査の結果、法令、要綱等に適合していると判断したときは、広告掲載申込書と掲載しようとする広告原稿を市長に提出するものとする。

4 市長は、前3項の規定による申請を受理したときは、広告の内容、デザイン等について法令、要綱等に基づき、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

5 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を茅野市広報紙広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告代理店を通して、広告主に対し、その旨を通知するものとする。

6 広告掲載について、直接市が申込みを受け付ける場合においては、前5項の規定の例による。

(掲載の方法)

第9条 広告代理店は、広告の掲載内容について市と協議し、市が指定する期日までに完全原稿で広報紙印刷請負業者に提出するものとする。

2 掲載広告の色校正は、市に一任するものとし、市は色調などの違いに責任を負わないものとする。

3 直接市が申込みを受け付ける場合は、広告主は、市が指定する期日までに完全原稿で市に提出するものとする。

(規制業種又は事業者)

第10条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及び類似の業種

(2) 消費者金融

(3) たばこに係るもの

(4) ギャンブルに係るもの

- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
  - (6) 占い又は運勢判断に関するもの
  - (7) 興信所、探偵事務所等
  - (8) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
  - (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - (10) 民事再生法及び会社更生法による再生、更正手続き中の事業者
  - (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
  - (12) 国、地方公共団体、その他公共機関と係争中の事案のある事業者
  - (13) その他社会問題を起こしている業種や事業者
- (掲載基準の目安)

第 11 条 茅野市広告掲載実施要綱第 3 条の規定については、概ね次のとおりとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ア 個別法により表現内容等の禁止事項に抵触するもの（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）等）
  - イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）による誇大広告の制限に抵触するもの
  - ウ 無認可商品、粗悪品等の不適切な商品、サービス等を提供するもの
  - エ いわゆるマルチ商法、SF 商法等に関連するもの
  - オ 虚偽の内容又は誤認されるおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ア 反社会的な行為を誘発したり助長したりするもの
  - イ 非科学的又は迷信に類するもので、社会不安を与えるおそれのあるもの
  - ウ いかげわしい表現又は乱暴な文言を用いたもの
  - エ 個人、特定の団体等を誹謗中傷するもの
  - オ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を著しく損なうもの
  - ア 過剰な利益追求を内容とするもの
  - イ 投機及び射幸心を著しくあおる表現のもの
  - ウ 市が広告主を支持し、又はその商品やサービスなどを推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - ア 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に抵触するもの
  - イ 政党等の講演会等に関するもの
  - ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - エ 宗教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの
  - オ 個人又は団体等の名刺広告
  - カ 個人又は団体等の主義主張に関するもの

- (5) 青少年の健全な育成を阻害するもの
  - ア 残酷な描写又は善良な風俗に反するような表現のもの
  - イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - ウ ギャンブル等を推奨するもの
  - エ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (6) その他市長が広告媒体に掲載する広告として不相当と認めるもの
  - ア 皇室関係の写真、紋章等を使用したもの
  - イ 氏名、肖像等本人に無断で使用したもの又は、明らかに模倣・盗作とみなせるもの
  - ウ アマチュアスポーツ選手や各種競技団体役員等の氏名や写真を使用したもの
  - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 責任の所在が明確でないもの
  - カ 広告自体の内容が明確でないもの
  - キ 広告主が扱う商品等の金額のみを、広告全体を使って過度に大きく表示するようなもの  
(表示上の個別基準)

第12条 広告の種別ごとの個別基準は、次のとおりとする。

(1) 人材募集広告

- ア 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売り付け又は資金集めを目的としているものは掲載しない。
- イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせん疑いのあるものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現のあるものは掲載しない。

(3) 学習塾、予備校（専門学校を含む）等

- ア 合格率など実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。
- イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容等が不明確なものは掲載しない。

(4) 資格講座等

- ア 民間の講習業者が労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。
- イ 行政書士講座等の講座には、この講座だけで国家資格が取れるような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。
- ウ 資格講座等の募集に見せかけて、商品、材料等の売り付け又は資金集めを目的としているものは掲載しない。
- エ 受講費用が、全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院、診療所及び助産所

医療法の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

(6) 獣医師及び動物病院

獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用器具等（健康器具、コンタクトレンズ等）

広告主は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）、医薬品等適正広告基準（昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1339 号。厚生省薬務局長通知）、並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ていないものは、掲載しない。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等

広告主は、薬事法、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び不当景品類及び不当表示防止法並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ていないものは、掲載しない。

(10) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く）

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスと、それ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現を使用しない。

(イ) 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はしない。

イ 有料老人ホーム

(ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号、厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表の有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項は全て表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）に抵触しないこと。

(11) 墓地等

当該墓地所在地の市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成 15 年公正取引委員会告示第 2 号）による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

- (13) 建築、建設、測量、設計事務所等  
名称、所在地、許認可番号等一般的な事業案内とする。
- (14) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等  
各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。
- (15) 旅行業  
ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。  
イ 不当表示に注意する。
- (16) 通信販売業  
返品等に関する規定が明確に表示されていること。
- (17) 雑誌、週刊誌等  
ア 適正な品位を保った広告であること。  
イ 見出し、写真、表現については、青少年保護等の点で適正であり、不快感を与えないものであること。  
ウ 特に犯罪被害者、タレント等の有名人に関して、プライバシーを尊重し配慮のある表現であること。  
エ 未成年、心身喪失者等の犯罪に関連したものは、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (18) 映画、興行等  
ア 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。  
イ 内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張したりした表現等は使用しない。  
ウ ショッキングなデザイン及び青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。  
エ 年齢制限等、規制を受けるものはその内容を表示する。
- (19) 古物商、リサイクルショップ等  
ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。  
イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしない。
- (20) 結婚相談所、交際紹介業等  
ア 経済産業省が作成した「結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン」を基に、第三者機関に認証されていることを明記する。  
イ 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
- (21) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織  
ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。  
イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
- (22) 募金等  
ア 厚生労働大臣、都道府県知事又は市長の許可等を受けていること。  
イ 主旨を明確に表示すること。

(23) 質屋、チケット等再販売業等

- ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
- イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(24) その他、表示について注意を要すること

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加、体験できるもの

費用がかかる場合があるときは、その旨明示すること。

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

(ア) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すると共に、広告主の所在地及び連絡先を明示する。  
連絡先については固定電話とすること。

(イ) 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ 肖像権、著作権

無断使用がないこと。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意する。（公正取引委員会に確認の必要がある。）

キ 個人輸入代行業等の個人営業広告

ク アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

(イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止

(広告主の責任)

第 13 条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとし、広告の内容に関する一切の責任は、  
広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第 14 条 広告を差し替えるときは、広告主は、市が指定する期日までに広告代理店を通して申込みした  
場合は広告代理店に、市に直接申込みした場合は市に届け出なければならない。

(掲載の取消)

第 15 条 市長は、広告主が要綱及び要領の規定に違反して、又は偽りその他不正な手段により第 8 条第  
5 項に規定する広告掲載の決定を受けたときは、その決定を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わな  
い。

(庶務)

第 16 条 広報紙広告掲載の庶務は、地域創生課において処理する。

(雑則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成24年2月17日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、平成25年4月24日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、令和4年4月11日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、令和5年4月1日から施行する。